

## 目次

- 第一條 総則（第一条—第七条）  
 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針（第八条）  
 第三章 自転車活用推進計画等（第九条—第十二条）  
 第四章 自転車活用推進本部（第十三条）  
 第五章 雜則（第十四条・第十五条）  
 附則

## 第一章 総則（目的）

**第一条** この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時ににおける交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、國の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

**第三条** 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的・社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

**第四条** 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

**第五条** 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

**第六条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**第七条** 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

## (地方公共団体の責務)

**第八条** 自転車の活用の推進に関する基本方針（第八条）  
 第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。の指定の見直し

## 等の整備

**第九条** 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯

等の整備（第八号）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第四十九条

第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し

## の整備

**第十一条** 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第二百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第四十九条

第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し

## の整備

**第十二条** 自転車を貸貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備

## の整備

**第十三条** 自転車競技のための施設の整備

## の整備

**第十四条** 自転車の活用による国民の健康の保持増進

## の整備

**第十五条** 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上

## の整備

**第十六条** 自転車と公共交通機関との連携の促進

## の整備

**第十七条** 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化

## の整備

**第十八条** 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発

## の整備

**第十九条** 自転車の活用による国民の健康の保持増進

## の整備

**第二十条** 自転車を活用した取組であつて、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援

## の整備

**第二十一条** 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

## の整備

**第二十二条** 自転車を活用した国際交流の促進

## の整備

**第二十三条** 自転車活用推進計画等

## (自転車活用推進計画)

**第二十四条** 自転車を活用した取組であつて、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援

## の整備

**第二十五条** 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

## の整備

**第二十六条** 表しなければならない。

## の整備

**第二十七条** 表しなければならない。

## の整備

**第二十八条** 表しなければならない。

## の整備

**第二十九条** 表しなければならない。

## の整備

**第三十条** 表しなければならない。

## の整備

**第三十一条** 表しなければならない。

## の整備

**第三十二条** 表しなければならない。

## の整備

**第三十三条** 表しなければならない。

## の整備

**第二章** 自転車の活用の推進に関する基本方針  
 第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。の指定の見直し

#### 第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

**第十二条** 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

**第十三条** 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもつて組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもつて充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 総務大臣

二 文部科学大臣

三 厚生労働大臣

四 経済産業大臣

五 環境大臣

六 内閣官房長官

七 国家公安委員会委員長

八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 雜則

(自転車の日及び自転車月間)

**第十四条** 国民の間に広く自転車の活用の推進についての关心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

**第十五条** 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

**第二条** 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

**第三条** 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。